

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

北朝鮮による日本人拉致事件の発生から既に 30 年以上の歳月が経過した。平成 14 年の日朝首脳会議で北朝鮮が日本人の拉致を認め、5 人の拉致被害者とその家族の帰国が実現してから 10 年の歳月が流れた。

政府は現在 17 人を北朝鮮による拉致被害者として認定しているが、それ以外にもいわゆる特定失踪者を含む多くの未認定被害者が確実に存在し、この事は政府も認めている事実である。

しかし問題の解決に向けた具体策は何も示されず進展も見られない状況であり、拉致被害者との一刻も早い再会を待ちわびている家族の方々の心情は、察するに余りある。又拉致被害者並びに御家族は、高齢の方も多くなっており、拉致問題の解決の為には一刻の猶予もない事を認識すべきである。

北朝鮮による日本人拉致問題は、重大な人権侵害であるとともに、我が国に対する主権侵害でもあり、国の責任において解決すべき喫緊の課題である。

よって、国においては、北朝鮮による人権侵害を一層広く世界に訴えらるゝとともに、引き続き制裁措置を維持し、また、強固な国際連携の下に北朝鮮政府に対し、小泉総理(当時)訪朝時に日朝両政府間で合意した「日朝平壤宣言」に基づく六カ国協議の再開と、早期の拉致被害者再調査実施を求め、全ての拉致被害者の一日も早い帰国が実現できるよう、拉致問題の解決に向けて全力で取り組む事を強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。